

指導、警告、勧告、要請等の規定について

自治体	見出し	条文
京都府	勧告	第13条 規則で定める自転車小売業者は、規則で定めるところにより、その販売員が自その他必要な事項を知事に届け出なければならない。その他必要な事項を知事に届け出なければならない。
		第16条 知事は、第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。
	自転車安全利用指導員	第10条 知事は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深めるため、自転車交通安全教育、広報、啓発その他の自転車の安全な利用の促進に関する活動を行う自転車安全利用推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。
		2 府は、推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な支援を行うものとする。
埼玉県	自転車安全利用指導員	第13条 知事は、自転車の安全な利用の促進に理解と熱意を有する者のうちから、自転車安全利用指導員を委嘱することができる。
		2 自転車安全利用指導員は、次に掲げる活動を行う。 一 自転車交通安全教育 二 自転車の安全な利用に関する啓発活動及び広報活動 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全な利用の促進を図る活動
		3 自転車安全利用指導員は、街頭において自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他の自転車が関係する交通事故を防止するため必要があると認められる場合には、自転車利用者に対し、指導及び助言を行うことができる。
新潟市	国等に対する要請等	第23条 市長は、移動しやすいまちづくりを推進するため必要があると認める場合は、国、県、警察その他関係機関に必要な協力の要請又は提案を行うものとする。
		2 市長は、移動しやすいまちづくりを推進するため必要があると認める場合は、市民及び事業者に助言又は要請を行うものとする。

福岡市	指導員	第15条 市長は、この条例の規定に違反して自転車を利用する者又は利用させる者（以下「違反者」という。）に対し、必要な指導を行うことができる。
		2 市長は、前項に規定する指導を行うため、市職員のうちから自転車安全利用指導員（以下「指導員」という。）を任命することができる。
		3 指導員は、歩行者の交通安全を確保するため特に必要があると認めるときは、違反者に対し、歩道における徐行、自転車からの降車、灯火の点灯その他交通安全の確保に必要な措置をとるよう求めることができる。
板橋区	指導又は警告	第8条 区長は、自転車が歩行者に危害を及ぼす恐れがある場合その他自転車が関係する事故を未然に防止するため必要と認めるときは、自転車利用者に対し指導又は警告をすることができる。
	自転車安全利用指導員	第9条 区長は、前条に規定する指導又は警告を行うため、自転車安全利用指導員を置くことができる。
豊島区	指導	第10条 区長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車による事故を未然に防止するため必要があると認める場合は、自転車利用者に対して指導することができる。
		2 区長は、警察署と情報交換その他の連携を図りながら、前項の指導を行うものとする。
		3 区長は第1項の指導を、区長があらかじめ指定する者に事務の一部を委託して、行わせることができる。
浦安市	指導又は警告	第15条 市長は、事故を未然に防止するため、歩行者等に危害を及ぼすおそれがある危険な運転をする自転車利用者に対して、必要な指導又は警告をすることができる。
	自転車安全利用指導員	第16条 市長は、前条に規定する指導又は警告をするため、自転車安全利用指導員を置くことができる。
宝塚市	指導	第11条 市長は、自転車に関する事故を防止するため、危険な運転をする自転車利用者に対して、自転車の安全利用に関する指導を行うものとする。
		2 市長は、前項に規定する指導を行うため、自転車安全利用推進員を置くことができる。

摂津市	指導又は警告	第12条 市長は、自転車に関する事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し、必要な指導又は警告をすることができる。
	警察署長への協力及び検挙措置等の要請	第13条 市長は、前条の規定による措置をとる場合において、必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対し、協力を要請することができる。 2 市長は、前条の規定による措置をとっても当該自転車利用者がこれに応ぜず、なお他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする場合において、特に必要があると認めるときは、当該自転車利用者に対する検挙措置等を行うよう所轄の警察署長に要請することができる。
府中市	指導、勧告等	第13条 市長は、自転車に関する事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対して、必要な指導又は勧告をすることができるほか、必要に応じて警察署の長に対し、当該行為の取締りを要請することができる。
市川市	指導	第10条 市長は、前条に規定する事項を遵守しない者に対して、指導を行うことができる。
		2 市長は、警察署と情報交換その他の協力をして前項の指導を行うものとする。
		3 市長は、第1項の指導を行う指導員を置き、自転車利用者による危険な運転の防止に努めるものとする。
三鷹市	指導又は勧告	第8条 市長は、事故を未然に防止するため、歩行者等に危害を及ぼすおそれがある危険な運転をする自転車利用者に対して、必要な指導又は勧告を行うことができる。
取手市	指導又は助言	第8条 市長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車が関係する事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者に対し、指導又は助言をすることができる。
	自転車安全利用指導員	第9条 市長は、前条に規定する指導又は助言を行うため、自転車安全利用指導員を置くことができる。
厚木市	指導	第13条 市長は、児童又は幼児が乗車用ヘルメットを着用しないで自転車を運転し、又は自転車に乗車しているときその他自転車に関する事故を防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者及び保護者に必要な指導をすることができる。

